



鳥取県公報

平成13年 2月28日(水)
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 遊漁規則の変更 (水産課) 1

告 示

鳥取県告示第119号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第 3 項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第 7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 漁業権者の名称及び所在地

千代川漁業協同組合

八頭郡河原町大字長瀬34 - 5

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第 1 号

3 認可に係る変更の内容

次のとおり、さお釣等の漁具又は漁法による場合の区分及び遊漁料の額を改めること。

	区 分	期 間	遊 漁 料
現 行	中学生及び70歳以上の者	年間	1,000円
改 正 後	中学生	年間	1,000円
	高校生及び70歳以上の者	年間	3,000円

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成13年 3月 1 日

